

学校法人女子美術大学 中期事業方針 中期事業計画

(令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)



学校法人

女子美術大学

令和7年3月

目 次

中期事業方針と中期事業計画	1
1 概要	1
2 中期事業計画	4

中期事業方針と中期事業計画

1 概要

(1) 趣旨

学校法人女子美術大学（以下、「本学園」といいます。）では、令和7年度から令和11年度までを事業期間とする「中期事業方針」と「中期事業計画」を作成し、令和7年3月理事会で決定しました。これらは、本学園の今日的及び将来的課題を明らかにしたもので、課題の改善や解決によって成果を収めるための重要な指針となります。

本学園は、教育・研究及びこれらの成果の社会への還元という社会的な役割と責務を果たすため、平成21年度から中期事業方針とそれに基づく中期事業計画を作成し、安定的かつ継続的な法人経営と学校運営を進めてきました。第一期方針・計画（平成21年度～平成23年度）、第二期方針・計画（平成24年度～平成27年度）、第三期方針・計画（平成28年度～令和元年度）、第四期方針・計画（令和2年度～令和6年度）を経て、今期は第五期方針・計画となります。

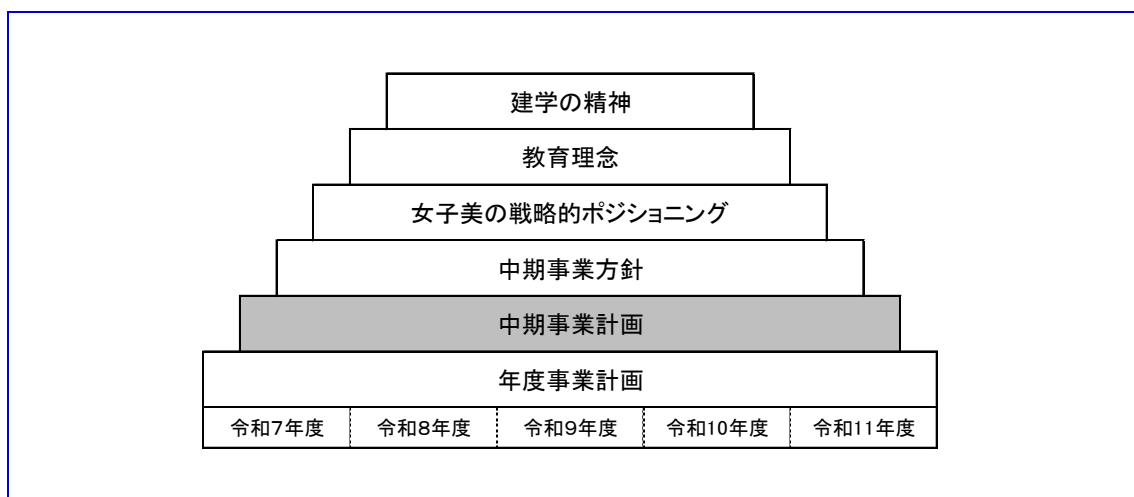
(2) 私立学校法上の位置付け

改正私立学校法が令和7年4月1日に施行され、文部科学大臣が所轄庁である本学園には、「事業に関する中期的な計画」の作成が改めて義務付けられました。本中期事業計画は、この改正私立学校法上の「事業に関する中期的な計画」として位置付けられるものです。

(3) 全体の体系と中期事業計画の位置付け

本学園の建学の精神（芸術による女性の自立、女性の社会的地位の向上、専門の技術家・美術教師の養成）を起点として、教育理念を掲げ、続いて、「女子美の戦略的ポジショニング」、中期事業方針、中期事業計画、年度事業計画という流れで、建学の精神を具現化する体系を編成しています（下図を参照）。

この体系の中で、中期事業計画は、建学の精神、教育理念、「女子美の戦略的ポジショニング」を実現するための具体的な中期の事業計画として、重要な役割を担っています。



①建学の精神	「芸術による女性の自立」 「女性の社会的地位の向上」 「専門の技術家・美術教師の養成」
②教育理念	女子美術大学・女子美術大学短期大学部 高い教育力を通して、学生一人一人に、社会・世界について広く深い見識＜教養・理論＞と、精神的・経済的に自立できる能力＜技術・芸術的創造力＞を修得させることにより、女性をはじめ多様な人々が活躍する世界の実現に向けた担い手を育成する 女子美術大学附属高等学校・女子美術大学附属中学校 「智の美」「芸の美」「心の美」を育む
③女子美の戦略的ポジショニング	グランドポジショニング 「女性」一人ひとりが芸術的能力を最大限に発揮し自立できる人材を育成する、オンリーワンの美術大学 ポジショニング－３つのポジショニング－ A. 「女性」のための美大 ・女性が自立して、美術・デザインを職業として一生涯続けることができる力を育む美大 ・芸術的能力と品格・教養を備えた女性を育む美大 ・女子大ならではの女性のリーダーシップを養成する美大 ・時代を拓くたくましい女性（芸術家）を育てる美大 ・女性教員や活躍する卒業生が多く、女性ロールモデルが豊富にいる美大 B. アジア・世界を見据えた美大 ・アジア・世界を見据えた、国内他美大（共学）とは異なる独自のポジション（立ち位置）を確立した美大 ・グローバルな社会で活躍する国際性豊かな女性を養成する美大 ・世界で活躍する優秀な外国人留学生を輩出する美大 C. 教育力の高い美大 ・女子大ならではのきめ細やかで丁寧な教育・指導を行う「教育力の高い」美大 ・高い教育力によって、入学から卒業までに学生個々の能力・実力を最大限に向上させる美大 ・きめ細やかで丁寧な教育と学生の能力・実力向上により、高い就職率や進路決定率を生み出す美大 (注)「女子美の戦略的ポジショニング」とは、本学園が持続していくために必要なめざすべき姿のことです。
④中期事業方針	
事業区分	

使命・目的等	建学の精神「芸術による女性の自立」「女性の社会的地位の向上」「専門の技術家・美術教師の養成」の継承発展と普及
内部質保証	自己点検・評価と外部評価によるPDCAサイクルの稼働
学生	(学生の受け入れ) (1) 目的意識と学習意欲の高い入学者の安定的確保 (2) 優秀な外国人留学生・社会人等多様な学生の受け入れ (学生支援) (3) 学生の視点に立った学生サービス（修学支援・生活支援・キャリア支援等）の充実 (学修環境) (4) 「教育研究等環境に関する方針」に沿った良好な教育研究の維持・向上のための環境や条件の整備 (5) 学部・学科再編等に伴う杉並キャンパス並びに相模原キャンパスの改修 (6) 杉並キャンパスの教育環境の拡充のための校舎の整備
教育課程	(教育内容・教育方法) (1) 品格・教養を身につけるとともに、美術・芸術の技を高める教育 (2) 女性の感性を活かす教育 (3) グローバルな社会で活躍する豊かな国際性を身につける教育 (4) 入学から卒業までに学生個々の能力・実力を最大限に向上させる高い教育力 (5) きめ細やかで丁寧な教育・指導 (学修成果・輩出する人材像) (6) 自立して、美術・デザインを職業として一生継続することができる力を持った人材の輩出 (7) 社会でリーダーシップを発揮できる人材の輩出 (8) 世界で活躍する優秀な人材の輩出
教員・職員	(教育研究組織) (1) 時代の要請、社会のニーズに対応した教育研究組織の構築 (2) 学部、学科、専攻・領域の在り方、再編等 (3) 再編等に対応した適正な教育研究組織の在り方 (教員・職員) (4) 求める教員像の明示とそれに向けた取り組み (5) 優れた教育力と適格性を有し、社会や学生のニーズに対応し得る魅力ある多様な教員の任用 (6) 事務職員の資質の向上
経営・管理と財務	(経営・管理) (1) 私立学校法の改正、私立大学版ガバナンス・コードの策定等時代の要請に

	応える法人ガバナンス及び教学ガバナンスの強化 (2) 時代の変化に対応した高い公共性と信頼性の確保 (3) 法人運営、教育研究活動等についての透明性の確保及びステークホルダーへの説明責任の履行 (財務) (4) 財務基盤の強化と健全性の確保
社会連携・社会貢献	(1) 社会の持続性、包摂性、多様性の向上に貢献するため、教育研究活動の成果の社会への還元 (2) 多様な連携（産学官連携、地域連携、大学間連携等）と大学開放 (3) 国際交流の充実
高等学校・中学校	(1) 美術を柱とした独自性豊かな教育の発展 (2) 教育活動・学校運営のDXの推進 (3) 学園内の高大連携の発展

2 中期事業計画

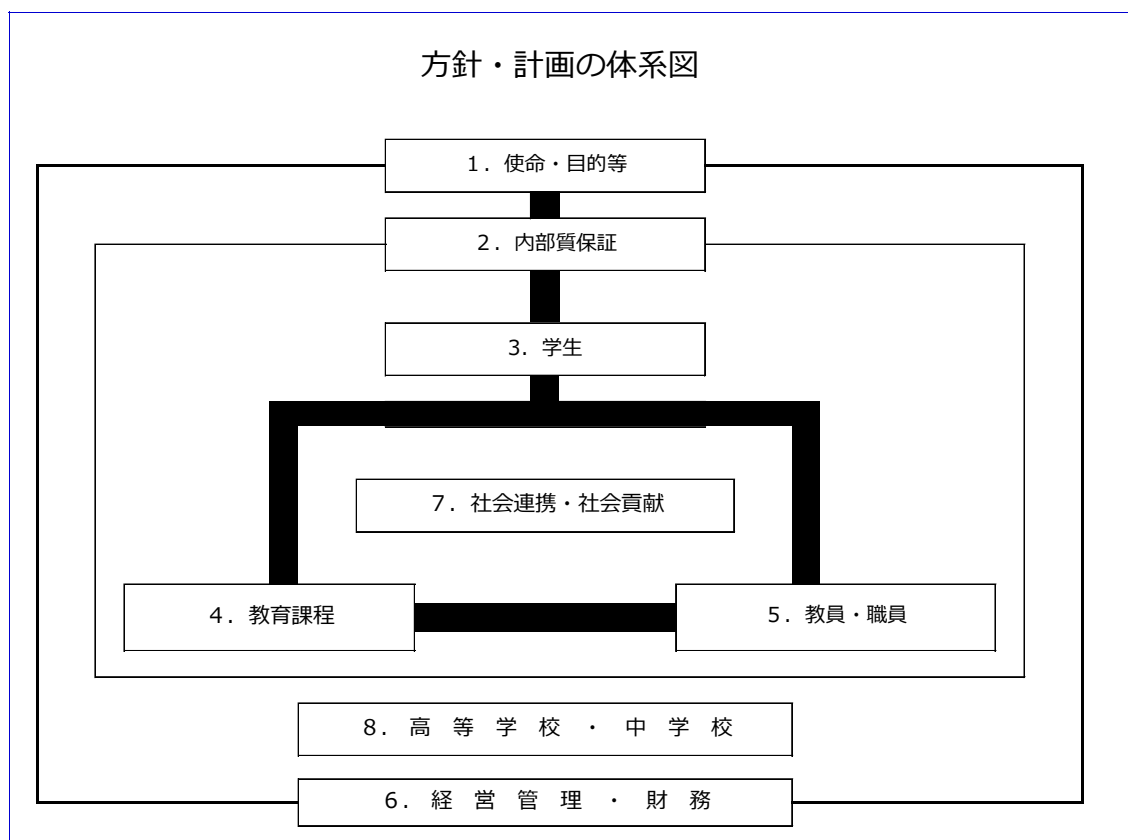
(1) 期間

中期事業計画の事業期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(2) 枠組みと事業区分

中期事業方針は「中期的に取り組むべき事業の基本的な考え方や方針を示したもの」、中期事業計画は「中期事業方針に沿って、中期的に取り組むべき具体的事業の計画や内容」、年度事業計画は「中期事業計画に基づき、各年度単位で実施すべき具体的な取り組み」とし、方針と2つの計画を一体化して運用します。

これらに共通する特徴は、8の「事業区分」でそれぞれの枠組みを構成している点です。事業区分は、女子美術大学が令和6年度に加盟した公益財団法人日本高等教育評価機構が定める「大学基準」の6の基準項目を援用しつつ、本学独自の2の事業区分を加えており、具体的には、使命・目的等、内部質保証、学生、教育課程、教員・職員、経営・管理と財務、社会連携・社会貢献及び高等学校・中学校となっています。事業区分全体は、以下の体系図のとおり、相互に関係する仕組みを持っています。



(3) 計画項目の設定

中期事業計画は、28 の計画項目と 51 の到達目標で構成されています（令和 7 年 4 月 1 日現在）。計画項目あるいは到達目標の設定に当たっては、本学園の個性や特徴、「女子美の戦略的ポジショニング」の実現、これまでの教育、研究、社会貢献、管理運営上の実績を更に伸長させることを重視し、併せて、次の点を考慮しました。

【令和 7 年度の設定時】

- ① 私立学校法改正、内部統制システム整備等のガバナンス体制の確立
- ② 女子美の戦略的ポジショニング
- ③ 認証評価及び自己点検・評価で求められる事項
- ④ 本学が定める大学運営上の方針
- ⑤ 新校舎建設等の各キャンパスの整備

特に重要性、緊急性が認められる計画項目（末尾に★印を表示）については優先的に取り組み、メリハリのある遂行に努めます。

(4) 達成度の評価

すべての計画項目には到達目標を置き、目標達成の目安とする評価指標と評価基準を設定しています。事業期間中は、一年の半期（4～9 月、10～3 月）が終わる毎に進捗状況を取りまとめ、その時点での達成度評価（4 段階）とともに、理事会へ報告します。

加えて、事業期間 3 年経過時と最終段階に自己点検・評価を行い、内部質保証のための PDCA サイクルが十全に機能するようにしています。事業期間 3 年経過時では、令和 9

年度下半期に自己点検・評価委員会、全学内部質保証推進委員会及び附属高等学校・中学校が、計画項目、到達目標、評価指標、評価基準及び達成年度の適時性と計画項目の達成度を点検・評価し、その結果を自己点検・評価報告書にまとめます。この中で、後半2年間に向けて到達目標等を一部見直すことを提言し、令和10年2月理事会へ提出して報告します。これを受けて、理事会は令和10年3月に令和10年度以降の到達目標等を一部改正することを決定します。さらに、事業期間の最終段階では、計画項目の最終的な実現内容を点検・評価して理事会へ報告し、理事会はその結果を次期（第六期）方針・計画の内容に反映させることとしています。

（５）計画の改正

計画全体の実効性を担保するために、中期事業計画ではローリング方式をとります。これにより、新たな計画項目等の必要性・半期毎の達成度評価・自己点検・評価の結果等に応じて計画項目等の見直しが必要となった場合は、柔軟に改正します。本書では、令和7年4月1日現在の内容を記載しています。

事業区分	1	使命・目的等
中期事業方針	建学の精神「芸術による女性の自立」「女性の社会的地位の向上」「専門の技術家・美術教師の養成」の継承発展と普及	

中期事業計画	1	周年事業の実施
--------	---	---------

中期事業計画	2	広報活動の強化 ★
--------	---	-----------

中期事業計画	3	歴史資料室からの教育理念の発信や、美術館・図書館が所蔵する教育資源・研究情報の公開による、社会における学園理解の促進
--------	---	--

事業区分	2	内部質保証
中期事業方針	自己点検・評価と外部評価によるPDCAサイクルの稼動	

中期事業計画	4	内部質保証の推進と強化 ★
--------	---	---------------

事業区分	3	学生
中期事業方針	<学生の受け入れ> (1) 目的意識と学習意欲の高い入学者の安定的確保 (2) 優秀な外国人留学生・社会人等多様な学生の受け入れ <学生支援> (3) 学生の視点に立った学生サービス（修学支援・生活支援・キャリア支援等）の充実 <学修環境> (4) 「教育研究等環境に関する方針」に沿った良好な教育研究の維持・向上のための環境や条件の整備 (5) 学部・学科再編等に伴う杉並キャンパス並びに相模原キャンパスの改修 (6) 杉並キャンパスの教育環境の拡充のための校舎の整備	

中期事業計画	5	18歳人口減少を見据えた入学者選抜制度の見直しとその検証体制の構築
--------	---	-----------------------------------

中期事業計画	6	学生支援に関する方針に基づく適切な支援の実施
--------	---	------------------------

中期事業計画	7	キャリア形成支援の充実
--------	---	-------------

中期事業計画	8	良好な教育研究の維持・向上のための環境や条件の整備
--------	---	---------------------------

中期事業計画	9	両キャンパス整備計画の策定と実行 ★
--------	---	--------------------

中期事業計画	10	品格・教養や、豊かな生活のためのアート・デザインを学ぶ施設の充実 ★
--------	----	------------------------------------

事業区分	4	教育課程
中期事業方針	<教育内容・教育方法> (1) 品格・教養を身につけるとともに、美術・芸術の技を高める教育 (2) 女性の感性を活かす教育 (3) グローバルな社会で活躍する豊かな国際性を身につける教育 (4) 入学から卒業までに学生個々の能力・実力を最大限に向上させる高い教育力 (5) きめ細やかで丁寧な教育・指導 <学修成果・輩出する人材像> (6) 自立して、美術・デザインを職業として一生涯続けることができる力を持った人材の輩出 (7) 社会でリーダーシップを発揮できる人材の輩出 (8) 世界で活躍する優秀な人材の輩出	

中期事業計画	11	再編後の芸術学部及び造形学科における教育課程の検証と教育の質の向上 ★
--------	----	-------------------------------------

中期事業計画	12	グローバルに活躍するための国際性を身につける教育の推進 ★
--------	----	-------------------------------

中期事業計画	13	ドローイングセンターの全学的な拡充と活用促進 ★
--------	----	--------------------------

事業区分	5	教員・職員
中期事業方針	<教育研究組織> (1) 時代の要請、社会のニーズに対応した教育研究組織の構築 (2) 学部、学科、専攻・領域の在り方、再編等 (3) 教育研究組織の在り方並びに適正な教員定員数と教員配置 <教員・職員> (4) 求める教員像の明示とそれに向けた取り組み (5) 優れた教育力と適格性を有し、社会や学生のニーズに対応し得る魅力ある多様な教員の任用 (6) 事務職員の資質の向上	

中期事業計画	14	大学院の教育組織・教育課程の再編 ★
--------	----	--------------------

中期事業計画	15	大学と短期大学部の教育組織・教育課程の再編に対応した教員体制の整備 ★
--------	----	-------------------------------------

中期事業計画	16	教職員の研修制度の充実 ★
--------	----	---------------

事業区分	6	経営・管理と財務
中期事業方針	<経営・管理> (1) 時代の要請に応える法人ガバナンス及び教学ガバナンスの強化 (2) 時代の変化に対応した高い公共性と信頼性の確保 (3) 法人運営、教育研究活動等についての透明性の確保及びステークホルダーへの説明責任の履行 <財務> (4) 財務基盤の強化と健全性の確保	

中期事業計画	17	法人ガバナンス及び教学ガバナンスの強化 ★
--------	----	-----------------------

中期事業計画	18	学納金以外の収入の安定的な確保
--------	----	-----------------

中期事業計画	19	収支バランスの適正化 ★
--------	----	--------------

事業区分	7	社会連携・社会貢献
中期事業方針	(1) 社会の持続性、包摂性、多様性の向上に貢献するため、教育研究活動の成果の社会への還元 (2) 多様な連携（産学官連携、地域連携、大学間連携等）と大学開放 (3) 国際交流の充実	

中期事業計画	20	研究活動の促進と研究所の発展
--------	----	----------------

中期事業計画	21	大学開放による社会教育、生涯学習機能の充実
--------	----	-----------------------

中期事業計画	22	多様な連携協働の進展、地域・社会貢献活動の充実
--------	----	-------------------------

中期事業計画	23	女性の自己実現を支援する。 （在学生、卒業生、社会の間を多様な形でつなげる支援とコミュニケーションの場の提供、及び関連する研究活動の推進と研究成果の社会への発信） ★
--------	----	--

事業区分	8	高等学校・中学校
中期事業方針	(1) 美術を柱とした独自性豊かな教育の発展 (2) 教育活動・学校運営のD Xの推進 (3) 学園内の高大連携の発展	

中期事業計画	24	英語及び情報に重点を置いた教育の充実 ★
--------	----	----------------------

中期事業計画	25	教育活動及び学校運営におけるD X推進 ★
--------	----	-----------------------

中期事業計画	26	高大連携の発展
--------	----	---------

中期事業計画	27	教育内容の認知度の向上
--------	----	-------------

中期事業計画	28	新学習指導要領に則った授業の確立 ★
--------	----	--------------------